



令和 6 年 3 月 14 日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

最低賃金法違反被疑事件の書類送検について

沖縄総合事務局運輸部は令和 6 年 3 月 14 日、有限会社安栄観光と同社代表取締役及び常務取締役を最低賃金法違反の疑いで那覇地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) 有限会社安栄観光

所在地 沖縄県石垣市美崎町 1 番地

(2) 同社 代表取締役

(3) 同社 常務取締役

2 違反条文

有限会社安栄観光、代表取締役及び常務取締役とともに、最低賃金法違反

同法第 4 条第 1 項

同法第 40 条（罰則）

同法第 42 条（両罰規定）

3 事件の概要

有限会社安栄観光は、船舶運航事業を営む事業主であるが、同社の代表取締役及び常務取締役は、沖縄総合事務局長が決定する特定最低賃金額の適用を受ける労働者 2 名に対し、船舶運航事業に使用する船舶に乗り組ませ、船舶の運航の作業に従事させながらも、令和 4 年 10 月から同年 12 月までの期間における賃金について最低賃金額以上の賃金（少なくとも約 25 万円）を支払わなかったものである。

【参考条文】

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）（抜粋）

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第二項～第四項 略）

（罰則）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

船員法（昭和二十二年法律第百号）（抜粋）

（最低報酬）

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に関しては、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の定めるところによる。

【照会先】

沖縄総合事務局運輸部

担当：首席運航労務監理官 幸喜 勇

TEL：098-866-1839

FAX：098-860-2236